

第十二回 参議院法務委員会會議録第十一号

昭和二十六年十一月二十八日(水曜日)
午前十時五十五分開会

最高裁判所長官 守田 直君
代理者(事務総長) 局給与課長

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
鬼丸 義齊君

委員 長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福藏君
齋 武雄君
棚橋 小虎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君

國務大臣

法務総裁 大橋 武夫君
文部大臣 天野 貞祐君
政府委員 法務政務次官 高木 松吉君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法制意見参事官 位野木益雄君
文部省大学 稲田 清助君
学術局長

事務局側

常任委員会専門員 長谷川 宏君
常任委員会専門員 西村 高兄君
説明員

最高裁判所長官 内藤 頼博君
代理者(事務総長) 局給与課長
最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君
最高裁判所事務局長 局人事局長

第四部 法務委員会會議録第十一号 昭和二十六年十一月二十八日【参議院】

上げたいと存じます。

法務総裁はこの前東京問題を、あの学生が出した質問書の内容は取上げて

○須藤五郎君 実際のその御に當つておる京都市の警邏部長がこういう発言をしておるといふ点を総裁はどういうふうに御認識なさるのか、こういうふうなものにはもうとるに足らない、問題にするに足らないんだというふうにお考えになるのかどうかという点です。

○國務大臣(大橋武夫君) 警邏部長の発言はこういう発言があつたか存じませんが、警邏部長の所属いたしておられますところの京都市公安委員会におきましては、これは無届デモの疑いありということでは只今警察庁に協力をいたして捜査をいたしておる次第でございます。

○須藤五郎君 ああ当日は学長が学生に言つて、そうして学生もその指示に従つて私は校内に整列をして集まつて天皇を迎えていたものだと思ひます。昨日も申しましたが、松の木に登つたり、車庫の屋根の上に登つたついで、初めて天皇の顔を見たとしたので、非常な好奇心を持つて学生がいたさうであります。そのどこからどこまでを無届デモとなさるのか、そういう状態はデモでなかつたというのです。それはどこからどの辺までを無届デモと総裁は御認定になるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 当日の事情をなお捜査中でございますが、いざれ捜査の結果が明らかになればお答えできると思ひます。

○須藤五郎君 私がずっと前の委員会

で、デモに対する定義をお伺ひいたしましたとき、総裁はたしかこういうふうにお答えになつたと思ひます。デモは大家の力を以て相手を威嚇する行動だ、そういうふうな意味の御発言があつたと思うのですが、当日の学生の行動が果して天皇に対して恐怖心を与え、又天皇を威嚇したような行動であつたかどうかということはどういうふうに御認定なさつていらつしやるのでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 天皇に対してどうこうということではなく、天皇はデモの突進は御覧になつておらないので、天皇の行幸になられます前、並びに学校の建物の中において御視察中に、玄關にありました空車を取り囲んでデモが行われた、こう見ております。

○須藤五郎君 そうすると今のお言葉で、天皇は全然デモを御覧にならなかつたし、何も感じていらつしやらなかつたということがばつたりいたしましたのですが、そうしますと、そのデモは誰に恐怖心を与え、誰に対してなされたかということになるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) その辺を今調べておりますが、恐らくは大学当局に対してデモをなしたのであらうという点は明らかではないかと思つております。

○須藤五郎君 そうするとあのデモは天皇に対してなされたのではなく、大学当局に対してなされたということに理解して差支えないわけですね、今の言葉で……

○國務大臣(大橋武夫) 大学当局に對してデモがなされたという事は、すでに大体推察いたしておられますが、それ以上に耳にしまして、天皇に對するデモが事実どの程度までなされたのかどうか、或いはなされなかつたかというその点はなお捜査中でございます。

○須藤五郎 私はこれまでの衆議院などの質問によりますと、天皇に向つてなされたデモというふうになくさん発言がなされていたように思いましたが、この点を伺ひしたわけですが、本日の總裁の御答弁によつて、あのデモは天皇に向つてなされたのではなく、大学当局に向つてなされたというふうには理解いたします。そうしますと、私はもうそのことに關して質問する必要がないのですが、若しも天皇に對してなされたデモとするならば、天皇がそのデモによつて如何に恐怖心を受けた、どういふショックを受けたかとかというところが問題になると思われまします。若し天皇に向つてなされたデモというふうには御決定になるならば、私は天皇の御意見を伺つて見ないと、これははつきりしないと思つたために、私は今そういう質問を申し上げたのであります。

それから私はもう一点伺つておきたいと思ひますが、この前私は法務總裁に對しまして、天皇が政治運動をやつていらつしやる節があらはれないか。即ちその一例といたしまして、今度の国会の開会式に、国会でまだ審議の始まらない前に、平和條約、安保條約に對しまして天皇が、この兩條約が結ばれたという事は喜びに堪えないという発言をしていらつしやるが、これは

一國の象徴である天皇が、国会の審議の前に天皇の意見を先ずお述べになるという事は、国会の審議の妨害になる、これは明らかに私は政治運動だと思ふという質問をいたしましたところ、總裁は決してこれは政治運動ではないという御意見であつたと思ひます。それならば私はお伺ひしたいのですが、若しもあつた御意見を述べることが政治運動でないとするならば、これまで公職追放を受けておられる人たちが、そういう意見を公けに席上で述べても、それは政治運動でないというふうにお認めになるのか、その点を伺つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫) これは場合によつていろいろございします。○須藤五郎 その場合というのはあなたが認定なさるのでしようか。議會が認定するのでしようか、法務總裁個人が認定するのでしようか。

○國務大臣(大橋武夫) 公職追放令違反の事件につきましては、最終的には裁判所が認定をいたします。

○須藤五郎 それではその公職追放の問題も裁判所に訴えて、裁判所の認定を仰ぐという余地があるのでしょうか、どうでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫) 公職追放令違反事件はすべて検事が起訴いたしましたので、裁判によらなければ判決を受けられませんが、これに對する処分は終局的には裁判所によつて行われるのであります。

○須藤五郎 そうですね、そういうふうなお考へでしようか。

○國務大臣(大橋武夫) 私は政治運動であるか否かというよりも、天皇が国会の開会式にお出ましになりまして、お言葉のあるのは当然のことであると思ひますので、それが政治運動であるかないかという事は御回答いたしたくありません。

○須藤五郎 私は昨日法務總裁がいらつしやるときに文部大臣にやはりこれに似た御質問を申し上げたので、もう法務總裁にもその御答弁を頂きたいと思ひますけれども、重複いたしますから、皆さん御迷惑と思ひますから、總裁に對する質問はこれで打ち切りまして、そうして文部大臣に昨日に引続きまして質問させていただきます。

○委員(小野義夫) 法務總裁に何か御質問がありますか。

○中山福藏 犯罪捜査の科学的分析といふことが、非常に犯罪捜査方面に外國では盛んにやつていられるようですが、この近頃平和といふ文字の内容につきましては大分從來使用されております平和といふ言葉の内容とは差異が生じたように私も感ずるものであります。例えば今日のソ連を中心とした平和の考え方と、それから自由主義國を中心とした平和の考え方と、その平和の実現方法に對する過程をどういふふうにして築き上げて行くかということに対する、いわゆる階段的な闘争といふものに対する平和の内容といふものは、非常に違つて来ているように思ひますが、こういうことについて特番局、或いは捜査当局において平和の言葉の内容分析といふようなことについて相當関心を持つておられま

うか、如何なものでありましようか。

○國務大臣(大橋武夫) 平和運動といふ名前の下に行われまする左翼運動の動向につきましては調査をいたしておりますが、特に言葉の分析といふ点については研究をいたしておりません。その名前の下に行われる運動の実体といふものについてはできるだけ調査をいたしたいと思ひます。

○中山福藏 私はこれは相當まだ今無意識に國民が看過している問題でありますけれども、この問題は思想の對立の場合においては、當然これは科学的に或る範疇をちやんと第一、第二、第三といふふうにお作りになつて、そしてそれを分類して、今からこれをちやんと準備工作といふものをその点において進めておいて頂きたいといふことをお願いしたい。これは今日まではさほど顯著な犯罪史の上にそういう事柄が現れておりませんけれども、將來は大きな、一つの力となつて現われて来るものと私は思つております。

而してこの平和といふ問題について國民はただ平和といふ言葉に囚われておつて、その内容といふものを鑑別する力を、現在の知識の程度では持ちませぬが、平和といふ言葉に引きずられて、そうしてそれに合流する危険がここに生ずる。平和と申しますれば誰もその和やかな鳩のような氣持で、國民が安易な生活ができるという社會の実現方法であると考えて合流するわけでありましますから、これには内容をちやんと分析をなすつて、今平和といふ二字のうちにはこの思想の對立の上からいふふうな行き方があるのだといふことを國民の前にお示しになるというところが必要じゃないかと思ふのでござい

ます。平和実現のための闘争という言葉、或いは実行の方法が今行われていりますが、私どもは見えておるのでございしますが、どうか一つこういうふうな点についても御関心を持つて頂きたいと思ひます。

それから只今須藤委員の御質問に關連してちよつとお伺ひしておきたいのですが、今朝のこれは毎日新聞の記事であります、日共からの強い指令が、行幸妨害闘争を盛り上げたといふことが、これは大きく出ておりますが、今日これを見ますと、この政治的な目的、いわゆる反動陣営による京都の民族解放民主戦線を妨害するために天皇が行幸されたということが大体あつたやうなこれは書き振りでございしますが、こういう点についてはまだお調べは進んでいないのでしようか。

○國務大臣(大橋武夫) 今次陛下の行幸先であります各地におきまして、共産黨の名前の入りました天皇行幸反對、或いは天皇制反對、そういうたピラ等が多数散布せられた事實はございします。これらにつきましてはいづれも調査中に属しております。

○中山福藏 私はこれで結構です。

○委員(小野義夫) その他法務總裁よろしくございしますか。……いよいよですからどうぞ御退席……。

らば、道徳の中心というよりも、愛情の中心と言つたほうがまだ妥当ではないかという意見を昨日申述べました。それに対して天野文相大臣は、自分の言葉の足りないためにそういう誤解を受けたのだという御発言がありまして、私も了承したわけでありまして、そのとき文相は、天皇は親愛の中心だといふふうな御意見を述べられたと思ひます。それじや天皇を一応親愛の中心と考えた場合に、その場合に今日天皇に対してなされてゐるいろ／＼な警備の問題や、取扱の問題で、果して国民の親愛の中心になり得るような方向に向いてゐるかどうか、文相の御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) これは私は實際問題とすると、非常にむずかしいと思ひます。こういうことも考えられますが、もつと本當に簡単にして、例えばイギリスの王様の様に労働者のおかみさんとも冗談を言ひ合うといふようなことが私は望ましいことではないでしょうか。ただ一時にそこへ持つて行くということが非常にむずかしいのではないかと。だから私は今のやり方が、これがもういつまでもこうあるべきものとは思つておりませんが、だんだんに事を進めないと、やはりうまく行かないのではないかと、この点に当局のかた／＼の御苦心を考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 ところが最近のやり方を見ますと、終戦直後は天皇が工場へ視察に行かれても、工員に親しく言葉をかけられて、或いはいろ／＼話合われたといふことがその当時の新聞記事に出ました。ところが最近はその、そういう態度がだん／＼後戻りをして

行く。そして天皇に対する警備の方針として、すべてが會つての天皇制時代、軍国主義時代のような形にだんだん後戻りして行くといふふうには私は認めておりますが、天野文相はそうでない、だん／＼今おつしやつたような方向に取扱方が進んで来ているといふふうな御認識でしようか、どうでしょうか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は宮内庁の御方針としてはそういう方針でやつておられると思つております。けれども實際地方では今須藤さんのおつしやつたような過ぎた点もややもすれば起りがちではないか。そういう点は適当に指導することが必要だと思つております。

○須藤五郎君 私はもう少し現れてゐるだけじやなしに、もう非常な反動、いわゆる以前の、昔の形に還りつつある。こういう状態では、幾らたつても天野さんが御希望なさるような、天皇が親愛の中心になるというふうなことは、これは夢物語で全然不可能だ。むしろ天皇は国民から離れてしまつて、又再び神棚の中に納められなくちやならん、そういう不幸な状態が天皇の御一身の上にも来るように私は思ふのです。その証拠に京都大学に見えたときでも、学生が天皇に、私は或る種の親愛の念を持つてゐる学生がたくさんおつたのじやないかと思ふのです。それを官憲が垣で妨害し、あの純真な学生たちの天皇に対する質問書もすげなく拒否せられて、そして何だかそこに鉄の扉が下されてしまつた、而もその学生の氣持を煽動するごとく君ヶ代を放送して、その前奏曲がなされたといふ、そこに今度の問題が私は起つて来たので、これは天野文相の事志と違つた方向にすべてが向いて行つてゐると、私はそういうふうには考へるので、こういうことをやめなければ、決して天皇は国民の親愛の中心にはなり得ない。英國の王様のようには日本

の天皇は絶対なり得ないと、私はそういうふうには考へるのです。天野さんは多少行過ぎの点をお認めになつていらつしやるようですが、その行過ぎの結果からこういふことが起つたので、結果のみを考へて、そして結果のみの責任を問うて、その結果から大学教授が赤の教育をしてゐるからいけない、そんな者は首を切れ、又は学生が赤だから学生をおつしやつて出せ、そして学内に自由なすね……、この自由があるためにこういうことになるのだから、これからだん／＼に学内に警察官を入れて弾圧しろ、警察の力でそういうものを全部力で押さえてやつちまう、そういう議論が衆議院においても、又その委員会においてもなされてゐると思ふのですが、こういうことをしてどうして天皇が親愛の中心になり得るのですか。こういうことをやつて天皇がおなたのおつしやる親愛の中心になり得るといふふうにお考えでしようか、どうでしょうか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は今の日本はそういう過渡期にあつて非常にむずかしいときにある。それなら須藤さんのおつしやるようにやつてそれでうまく行くかといふと、私はそれも非常にむずかしいのではないかと。ところが當局の非常な苦心があるところであると私は思つております。で一部に行過ぎた点もあるといふことは私もこれは認めるにやぶさかではございません。

○須藤五郎君 それでは私はもう希望……私は今のようなやり方でなしに、いわゆる天野さんが理想としていらつしやるやり方をもう即刻お始めになつたほうが、あなたの目的を達する方法だと私はそういうふうには思つてゐますが、天野さんとその点で少し見解が違ふようですからこの以上議論は聞わしません。今現在なされてゐる議論というものは、学生の、あの青年たちの氣持を理解しようとする努力が少しもなされてゐない。委員会におきまして……、ただその現れた結果を処罰するような内容にのみ議論がなされてゐるという内容に對して、私は非常に不満を持つものである。私はむしろ学生がどうしてああいう行動をとつたか、その原因を追究して、若しもああいうことが好ましくないならば、その好ましくない行動の出で来ないような方法をとる、即ちそれは若い者に対する本當の理解を持つという以外にないと思ふのです。それを力で押さへたつてどうしたつてそういうことは防ぎことのできない問題です。ですからこの点文相として大いに考へて頂きたいといふことを、私は希望事項として申述べて、私は質問を終ります。

○委員長(小野義夫君) どなたか文部大臣に対する御質問でございますか。……別に御発言もないようでございますから、それじや有難うございまして。

それでは委員会としては、残つておる問題が裁判所定員法の問題と、それから請願が小委員会でお願ひするのであります。本委員会でもやつてくれといふお言葉のようであります。都合によつて午後一時から三時までの間

開くことにいたします。それではこれを以て休憩いたしませう。

午前十一時二十二分休憩

午後四時二分開会

○委員長(小野義夫君) 開会いたします。請願第一千七百七十七号を除きましたあとの八件につきまして政府の説明を願ひます。

○政府委員(高木松吉君) 只今お話の戦犯者の釈放等に関する件について申述べます。仮釈放有資格者の仮出所については、現在連合軍司令部において行われておりますが、最近は相当多数の在所者に仮出所が許されてゐる実情でありますので、平和條約発効までにはかなり多数の仮出所者が出ることになるだらうと思つております。平和條約発効後におきましては、仮出所者は我が国と關係国との意思の一致によつて行われることになり、關係国の政府と緊密な連絡の下に適正な運営を図つて、国民各位の期待に副いたつて考へておる次第であります。講和成立に際しての大幅の特赦減刑については、平和條約発効前においては我が国の権限外の事項に属します。で、お答えできませんが、條約発効後の特赦減刑については關係諸国の政府と緊密な連絡の下に最善を尽くしたいと考へております。外地服役者の内地帰還については国民各位の熱誠なる声を反映することによつてこれを促進するようになつてゐると考へております。又平和條約発効後においてはな外地の服役者がある場合には、關係各國政府と連絡協調して、速かに内地帰還の目

るものがあるかどうか。その点をお伺いしたい。

○説明員(鈴木忠一) 欠員で整理人員を整理しようと思えば整理はできるわけですが、そうしますと、退職手当の問題は出て来ないわけでありまして、それから欠員を以て全部整理をするという事になりますと、最前申し上げました成績のよい職員を整理したいという事ができなくなるわけですが、従つて実際の最高裁判所を考えておる方針としては、八百九十九名からいわず長期欠勤者、これが約百七十名ござります。ですからこの長期欠勤者はこれは一先ず整理以外に置くわけですが、これは長期欠勤者の待遇について別に国家公務員の一般の給与法で改正があるわけですから、その改正を待つて長期欠勤者については処置をしたい考えで、八百九十九名から百七十名を引いた残りについては、一般の希望退職者、退職を希望する者、それから及び国家公務員法によつて、成績が悪いという理由で処分しなければならぬという者乃至はこれに近似しておるような者、そういう者には努めて勧誘をして、この際やめてもらふ。そういう者の中には、普通ならば公務員法によつて処分をし得るような者も含まれましようし、処分をし得るというほどの者でなくとも、それに近い者もできる限り勧誘をして、この際勇退をしてもらふ、整理者として勇退をしてもらふ、こういう考えなんです。従つて現在の状況の下においては、実質においてはいやながら退職するのであつても、それはやはり勧誘に基いて任意退職をするという形になるわけですが、これも首を實際に切つて、さあ提訴をするなら

ら提訴をしるというような結果にはならない、又それはしないつもりであります。

○伊藤修君 そうすると要するに勧誘してやめて頂く。いわゆる形は任意退職という形をおとりになるとおつしやるのですが、そうするとそういう形式をとる部分が何ほどと、それからいわゆる欠員を以て補填するところは、何ほどという事をお伺いしたい。

○説明員(鈴木忠一) これは實際やつて見なければ最後の結論は出ないと思ひますが、結局実員で、大まかに申せば実員で退職者を得られなかつた場合には、期限が切れれば、期限までにはと申しますのは、来年の六月一日までは結局欠員で、最後は欠員で締結りをつけないければならぬと思ひます。併し大体のこちらの肚としては、八百九十九名から百七十名を引いた残りの大部分は任意退職者になるのじやないかと思ひます。で、勧誘をして退職をしてもらう、実質上勧誘をして退職をしてもらうという、そういういわゆる勤務成績の極く悪いためにそういう手段をとるといふものは、百名を超えるかどうかという程度じやないか、こういうようにこれは予想でござりますけれども、大体そういうふうに考えております。

○伊藤修君 そうすると只今の御答弁の全趣旨を勘案いたしますと、いづれも任意退職若しくは欠員を以て補充するのでありますから、いわゆる生首を切るというようなことは絶対にない、強制的に切るという事は絶対にない、こういうことはお誓ひ願えますか。

○説明員(鈴木忠一) 今御質問の通りになるつもりであります。

○伊藤修君 この際私はちよつと御注意申しておきたい、委員長に……。先に資料として頂いた、いわゆる他官庁の、今度の復活人員数、その比例を資料として出してもらいたい、こう申上げた。で、我々の手許に配付されたこの資料によつて検討しておつたのですが、今最高裁判所の御答弁にもありましたごとく、現業官庁のみだという御説明であつた。いわゆる文部省、厚生省、農林省、通産省、運輸省、郵政省、労働省、経済安定本部、これだけだと、それ以外は、委員会は要求してないという御説明であつたわけですが、最高裁判所もかような趣旨のことを今言つておられた。然るに實際を調べて見ますと、各委員会いづれも請求しておる、いわゆる二万二千八百五十六名案で参りますれば、要求額は相当ありますが、それを認める数に、いわゆる復活人員に、総理府において八百九十八名、大蔵省において二千二百六十三名、文部省千五百十名、厚生省九百九十六名、農林省は一番多いですから……。運輸省は七百四十五名、郵政省は二千三百七十七名、電通が千九百九十八名、労働省が百九十三名、建設省が五名、経済安定本部が九百四十三名、これだけ復活して来る。でありますから、この資料に準じた以外の各官庁においてもいづれも復活しておる。でありますから私は質問しておるのです。資料として出したら殊更に現業官庁だけだといつて、その他は要求してないのだという御説明だつたが、若しこれに基いて委員長が本会議で御報告になると、法務委員会は非常に疎漏であつたということになりま

す。これは専門員室において今少しよ調査を出して頂かないと困ると思ひますが、これは委員長において特に御注意願ひたいと思ひます。

○委員長(小野義夫) よく今の復活要求といふのは、大分、或るところは四万とか、或いは二万とかといううな、いろいろな数字が出ておるという事は知つておられますけれども、それは一つの希望案であつて、内閣委員会に最終的に申入れておるものであるかどうかよく調べまして、今伊藤委員のお説のように残りもなく、どれもこれも要求しておるものであるということでありますれば、その意味を加味して報告申し上げます。

○伊藤修君 私の言うことをあなた聞き違ひしてあります。私の言うのは、この前現業だけだといふ御意見もあつた、そうじやない、各省がいづれも復活要求しておるのじやないか、その資料を専門員室に出せと、こう申上げた、それでその結果出されたこの資料によれば、いわゆる現業だけでその他は要求してないという報告だつた。若しそういう報告に基いて委員長が報告されたならば、委員長はほかのあれを少しも調査してないやうに思われて、当法務委員会の罪の輕重を問われるから、私は注意申上げるのです。いわゆる現業以外でもいづれも復活要求しておる。復活したかどうかという決定じやないですよ。要求しておるかどうかという事を調査せよと申したのに、してないと言ふから、これは調査してないのじやないか、若しそういうことが資料として大切に……。これは基礎的に考へて、これを参考にしているという附議するわけですから、若し委員

長がこれによつて現業のほか復活要求してないから裁判所も法務府も遠慮したのだ、こういうやうな御報告になると、非常に失態を演ずるから、専門員室でも少し心がけてやつて頂かないといふこと、これを委員長において御注意願ひます。

○委員長(小野義夫) 了承しました。

○羽仁五郎君 只今の伊藤委員からの最高裁判所に対する御質問を伺つていどうも腑に落ちないのですが、裁判所の任務は他のいわゆる行政の各部門の任務とは非常に違つ性質を持つておるのじやないか。それであるといふふうなところから裁判所と行政整理というやうなものと何やら同一的のやうに考へて行く習慣が又起つて来るというのじや、司法省時代とさつぱり変らない、何のために最高裁判所という新らしい民主的な制度ができたのだか、こういうのはどのほうから少しづつ少しづつ崩れて行くのじやないかという感じ、虞れを抱かざるを得ない。行政整理は行政整理、裁判所は裁判所で独自の方針をお立てになつていこうが、いふのじやないか、この際、どうでしよう。

○説明員(鈴木忠一) 裁判所はその職責上行政官庁と組織も職能も違つては羽仁委員から仰せられた通りであります。裁判所の私どもの希望といたしましてもいわゆる裁判の独立、そういうものの裏付となるためには職員、裁判官のみならず一般の職員的位置、そういうものの安定を希望していることは勿論であります。併しながら形式的に申しますと、目下のところは裁判官を除いた裁判所の職員も一般の行政

庁の職員と同様に、いわゆる公務員法の適用を受ける一般職にあるわけであり、形式的に申しますと、それからこの行政整理は従つて裁判官を含めておらない裁判所職員のみ行政整理でありますが、そういう関係で国家の行政機関が全体として整理をするから、裁判所のほうとしてもこれは是非とも協力をしてくれということをお願いするに請されまうと、裁判所も裁判をする際には独立でありまうけれども、官庁といたしましてはやはり国家の機関であるのには相違ないであります、そういうことも考えられます、それから結局これは予算との関係でありまして、頭張つたところで大蔵省に予算を握られておるわけですから、そういう方面からしても結局一般の行政官庁に若干お付き合ひをしなければならぬというところを、実質上からいっても予算面で抑えられるから止むを得ないじやないかというので、大蔵省とは随分折衝をした結果、やつとこの数字に落ちついたわけでございます、ですから理想といたしましてはまさに今おつしやられたように、私もしたいわけなんです、この減員率を更に縮小するということとは勿論私もとしては好ましいことなんですけれども、以上申したような経過を経てこの案というものはできましたし、衆議院のほうではともかくにも通つてゐるものですから、それで大つびらに、私どものほうからそれじやあは案は不当だからこれ／＼の数字にしてくれということも言いかねるというのが、実際の私どもの気持なんでございます。

○羽仁五郎君 いろ／＼御説明下さつたのですが、日本に裁判所の独立という長い動かすべからざる伝統がある。こういうのならば今お話のようなことで、職員は一般公務員法による公務員であるから、行政整理の場合に同調するということも、余り有害じやないかと思ふのであります、今日のやうに日本が裁判を独立するといふ伝統の非常でない、むしろ裁判の權威が地に落ちてゐたやうな場合もある、そういう意味でこの行政権の下に司法権があるといふやうな悪い習慣が随分長く続いておりましたし、今後裁判所の独立といふことを達成するにはよほどの社会の理解、それから又裁判所御自身の自覚、又国会のこれに対する態度といふものを、まあ油断なくやつて行かなければ到底日本でこの裁判を独立するといふことが／＼むずかしいのじやないかと思ふのであります、ですから今の御説明は日本の過去の伝統といふことから考へて見ますと、どうも若し過去に日本の裁判所の独立という立派な伝統があるならば、只今のやうなことも或いは納得できるかと思ふのであります、そうでないもので、どうも殊に大蔵省に対する苦しい立場といふことをおつしやいますけれども、その点で先ず第一にもう一度考へ直しを願うほうがいいのじやないか、一体最高裁判所は眞實裁判所の独立ということに積極的な努力し、それを熱意を以て遂行しようといふ決意を持つておられるのかどうか、まあ勿論そうおつしやるでしようけれども、併し事実ですね、一歩々々／＼の又小さい問題の際に常にそういう態度をおとりになつてゐるかどうか、少くともこの場合にはそれは拝見できないので、非常に残念ですけれども。

第二に伺つておきたいのですが、今日裁判所が機能果して行く上には、勿論裁判官ばかりでなく職員の質と量とが充実していることが必要だと思ふのですが、我が各裁判所を見ましておりまう場合に、幸ひにしてこの裁判所の機能が非常に優秀に發揮されてゐる、といふやうな印象を受けられないであります、むしろ非常な悲しむべき印象を受けます、その一つの例は、例えば裁判所毎厚法案といふやうなものを政府が、或いは最高裁判所がお出しになる、最高裁判所、或いは裁判所がみづから自分の權威を侮辱するやうな法案を国会に向つて御要求になる、これはやはり裁判所自体がその機能を立派に果してゐないといふことの何よりの証拠じやないか、私どもがこの法案に關係して各裁判所、及びその所長、或いはその他のかた／＼の御意見を伺つた際にも、こゝろこの裁判所毎厚法案といふものさへでなければ、裁判所は侮辱されなくなるのじやないかといふやうな、実に情ない考へを到る所であつて、私は実に心が寒くなつたのであります、法律をさへ作ればそれができ、成文法の背後に慣習法がなければならぬ、その慣習法の背後に事実がなければならぬ、その事実を作り慣習法を作り、然る後に成文法ができて来れば法律はよく守られますが、そういうものが一つも実力を持つてできていないで、ただ法律ができて、これで以て裁判をやつて行く、そういうお考へがまま見られる、私は非常に裁判所全体の機能が優秀であるといふやうな感じを受けることができないことを非常に残念に思つてゐるのです、これは現在のやうな非常に／＼な問題が紛糾し

て、殊に講和前後といふことになつて、一体日本に民主主義的な本當の裁判所の独立、そうしてこのさま／＼な経済的、或いは國際的ななすかしい問題が起つて来て、そして随分厄介な事件がもう裁判によつて立派に解決されなければならぬといふ際に、この職員なり何なり、裁判所の機能を低くされるといふことに御同意になる、それを止むを得ないといふやうにお考へになつてゐるならば、私はさつき伊藤委員から近い将来において増員の要求といふやうなことをしないおつもりかどうかといふことで、それに対する明確なお答へがなかつたのですが、裁判所の機能が優秀でないために、それがさういふ何か新しい法律の助けなどによつて辛うじて裁判所の權威を守るといふやうな必要も、それじやお感じにならないかどうか、現在の裁判所の質、機能をこれ以上下げるといふことは随分危険なことじやないか、そしてさういふ法律を作るといふことによつて、却つて裁判所の独立、或いは裁判所の公平、或いは裁判所の國民に与える説得力といふやうなものは決して高まるのじやなくて、むしろ低まる、さういふ七つ道具みたいなもので守られなければ裁判所が機能果すことができないといふのは、根本的には裁判所自身の機能が不十分だからじやないかと思ふのですが、その点についてもお考へを頂いてもいいのじやないか。

最後に第三に、特にこゝろやうな行政整理に同調されるといふやうな場合に伺つておきたいと思ふのは、裁判所は言うまでもなく基本的人權を守る最高の場所である、従つてそこで一人でも基本的人權を守れないといふやうなところが裁判所自身の學識を以てなすところの行動から起るといふことは、これはほど甚だしい矛盾はないと思ふ、併し現在この日本の裁判の現状を見ますと、裁判所が十分な機能を挙げ、その間に不当に人權を制限されてゐるといふやうなことが少くともだん／＼減りつつあるかどうかといふと、必ずしも私は、我がが期待しなければならぬといふやうな割合において減少してゐないと思ふ、それでこれは我々は各地の拘留所なりなんなりを見て歩きましても、なか／＼問題が片付いていない、それで不当に人權を制限されてゐるといふ場合を到る所に見ます、こゝろの中心である行政整理と特に違つて、基本的人權を守らなければならぬその中心である裁判所の機能をこの際低くして、それで基本的人權を守る、これもやはり日本に今まで長い間の伝統といふものはない、そこで新しいさういふ伝統を作らなければならぬ、さういふ問題を十分お考への上でこゝろの整理案といふものをお考へになつてゐるのかどうか、この点も伺つておかなければならぬのじやないか、或いはお考へ直しを願つたほうがいいのじやないか、私の願うところは、どうかして日本の裁判所がいろ／＼な立場に立つた人の、どういふ立場の人たちに対しても説得力を持ち、納得を与えらるやうな、さうして本當に公平な、本當に高い立場に立つて、さうして立派に機能を果すものになつて頂きたい、さうでない、国会なり裁判所なりといふやうなものは頼るに足らない、実力行使するより仕方がないといふやうな危険な、フアツシヨ的な状態になつて行くことが非常に恐ろしい、少しは

る一方だというふうにしが考えられな
い。そういう状態であるのに、なお整
理をされるというのがどうも納得でき
ない。なお念のためにもう一つ伺つて
おきたいのですが、大体この警察官の
数、或いは検察官の数、それに対する
裁判官の数、又裁判所の職員の数とい
うものは、いろいろ／＼な時代の変遷なりつ
又その制度の差異によつてそれ／＼違
うだらうとは思ふのですけれども、併
し大体私はどうも行政整理というもの
を何かこう短いものの端を切るよう
な素朴なことばかりをなされておると
う印象を受けるのですが、常に人口何

人当りに対して警察官がどれくらい、検察官がどれくらい、裁判官がどれくらい、又裁判所の職員がどれくらい、これ以下に下れば危険だというような線があると思う。そういうバランスというか、そういう全体の見通しが、現在の日本の国情等も勿論併せて考えて、併し民主主義の裁判というものを守つて行くには、これくらいのパーセンテージというものが必ず必要だというお考えが、きつと最高裁判所でも御研究になつてゐるのだと思うのですが、そういうものがあるなら一つ見せて頂きたいと思ふのです。

○説明員(鈴木忠一君) 只今羽仁委員から御質問のありました点について、正確にお答えすることはできませんけれども、昭和七年頃には比べますと、大体現在において裁判官の数は一・五倍くらいになつております。そして一人当りの事件の分量は大体その時代に比べますと、七年時代に比べますと、三倍くらいになつておると思ふます。三倍くらいになつておるます。それで一人当りの裁判官の一年間における処理件数と申しますか、これはその事件によつて、例えば民事事件と刑事事件、それから更に家庭の事件、いろいろ事件がありますから、その事件を専門専門にやつておる場合には、各分野において率が高くなるわけですが、併し私どもの経験からいたしますと、民事の事件、普通の第一審の民事事件を一年間にどのくらい処理し得るかと言いますと、大体判決、それから和解、そういうものを加えまして、東京などで私の経験から言いますと、三百件にはならないだらうと思ひます。民事の通常の事件、これは和解も入れ、それから自分で判

決したのも入れ、月三十件平均にはならないのじやないかと思ひます。刑事になれば、更にその件数が減るのではないかと考えます。只今のところ、大体一人の判事が東京あたりでは二百件から三百件の事件を常にしよつておるのであります。これは地方へ行けば、その数が減ると思ひますけれども、東京、大阪あたりが一番最高であると思ひますけれども、二百件台、三百件ぐらゐまでしよつて、年中それに追い廻されておるというような状態でありま

す。裁判官の実際の経験からしますと、大体において事件に追われて、事件に現われた法律問題を研究するのがやつとのところである。自分の修養とか自分の法律知識を更に伸ばそうといううなためには、眠りを節約してやらなければとて間に合わないといううな状態なのが現在であります。これは地方と都会地とは勿論若干違ふと思ひますけれども、大都会、殊に東京あたりの裁判官の生活はそういう状態でありま

す。そうだと思うのですけれども、殊に裁判所が外国の例などもお調べになつて、民主的な裁判というものが守られて行く上に、他の、なかなか警察なり、検察官の人員と裁判官、判事なり、その職員なりの人員というもののパーセンテージの大体のバランスというものがあつたのじやないかと思ふ。そういうバランスをちゃんと守つて、その範囲内において、向上して行くことは結構でありましようが、それより下ると非常に危険な状態になる。民主主義の裁判に対する国民の信頼というのを失ふようなことになつて来る。そういうミニマムの、限界というものがあ

るだらうと思ふ。それを最高裁判所のようなどころでは勿論御研究になつて示して下さい、成るほどこれならば法務府があんなにかまえるほうをお殖やしないなつても、ちゃんとこれは裁判として下さる立派な裁判官が、又その職員が相当におられるという安心感を与えますけれども、だけれども現在の政府になつてから、法務府関係のほうはむやみと人を殖やしておる、そうしてほかのほうは人がだん／＼減つてしまふ、しまひには日本には取締る人ばかり多くて、ほかには人がいなくなつてしまふのではないかと、こういう不安に襲われる。昔福沢先生がこういうことを書いておられます。人間を監察する、そうしてその監察官に又監察官を付ける、これは監察官、又それに監察を付ければ監察官、こういふふうにして幾つもの監察官が付けば、日本国民は互いに監察官同士になつて、国民というものは一人もいなくなつてしまふ。これは明治時代の話だけれども、併

し今もお話にあつたように、日本の民主主義の年齢は極めて若いけれども、同時に日本に今迫つておる問題は、極めて高度な、又急激な問題が迫つておる。ヨーロッパで数百年に亘つて築いて来たものを、日本は数百年に亘つて築いて行く不合理はあります。その際に、つかまえるほうのお役人は殖え

るが、ちゃんとそれを裁判して下さるほうの裁判官が減つておるということには不安です。その点をどういふバランスをイギリスなり、アメリカなり、或いはどこなりがどういふふうなバランスになつてゐる、必ずしもそのいづれに従わなければ、ならないということはない。日本の場合は昔さういふふうであつた、又新憲法以後はさういふふうである、それらを勘案して見ないといふ、我々には国会として、つかまえるほうばかり数を殖やして、裁判するほうの数は減つて行くといふことでは、国民に対して相済まないのじやないか。そういう点の資料をお示し願ひたい。今勿論無理でしようから、次回にでも教えて頂きたいと思ひます。

○委員(小野義夫君) ほかに御発言がなければ、質疑はこの程度で打切るといふことはどうでしようか。

○羽仁五郎君 それは困る。少くとも今のところには伺つておかなければ……。

○委員(小野義夫君) 資料は出すにしても欧米の例ですか。

○羽仁五郎君 欧米の例というより、甚だイギリスなんかと比べて少い。イギリスであれば、その場で話をしてそれで返すものも、日本では一々少くとも本署ぐらゐまで引つ張つて行く。これは世界的に有名な日本の警察、お巡

りうものは、つまり犯罪の防止が主たる目的で、犯罪をつかまえるといふのはむしろ後手になるので、警察を整備して犯罪を防止しよう、ですからこれは非常に私にはそれと裁判とマツチするといふようなこと、これは私だ……。

○伊藤修君 委員長が御答弁なさらずとも、最高裁判所から然るべく答弁して御了承願うということにして……。

○委員(小野義夫君) そういふうらに今伺つておつたのですけれども……。

○説明員(鈴木忠一君) 今の点でございませうが、警察官が殖えても、必ずしも裁判の事件が殖えるとは限らないのであります。

○羽仁五郎君 そんなことを僕は言つていません。

○説明員(鈴木忠一君) 結局、ですから羽仁委員からの御質問は、裁判所の事件の数が、起訴の数が、受理の件数がどのようない体変化を示しておるか、こういう点と、それからそれに対応する裁判官の人数というものはどういふふうになつておるか、更に裁判官に附随して働くところの裁判所書記官の人数がどういふふうな附随して変化しておるか、そういう点の大体資料を提出すればいいのではないかと思ひます。どうでしようか。

○羽仁五郎君 その点も是非お示し願ひたいと思ふのでありますが、併し日本の警察といふのは、實際犯罪を予防する、親切にやるといふような伝統が、甚だイギリスなんかと比べて少い。イギリスであれば、その場で話をしてそれで返すものも、日本では一々少くとも本署ぐらゐまで引つ張つて行く。これは世界的に有名な日本の警察、お巡

りさんが現場で軽微な事件を処理する能力がないのじゃないか。一々本署へ持つて来る。上海の工部局に日本の警察官が入ったときに、イギリスの新聞が随分叩いた。我々実に残念だつた。そういう伝統が日本では強い。だから今委員長のおつしやつたことも御尤もで、その警察の数と裁判所の職員の数とが直接にバランスを持つというのじやないけれども、現在の政府の考え方には、警察は殖えても、或いは社会保障、或いは厚生、教育とかというほうはどんどん減らして、それで、佐藤さんの前で甚だ気の毒だけれども、法務府のほうはぐんぐん殖えて、この前の行政整理だつて、法務府は行政整理をやらない、他のほうは実働ひい出血をしたというところは御承知の通りであります。そういう方針を余り続けて行くと、これは如何に政府といえども、危険な社会状態といふものを招くのじやないか。我々国会はそれを黙つて見ておるわけには行かないと思う。今の御意見もありましたけれども、少くとも今の点ぐらひは、明日でも多少の材料を示して頂くというふうにお願ひしたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) それじやどうしますか、今日はこれで散会しますか。続行するとしても、資料がなければ……。

速記をとめて。

午後五時十分速記中止

午後五時二十二分速記開始

○委員長(小野義夫君) それでは速記を始めて下さい。他に御発言もなければ質疑は終了したものと認めましてこれより討論に入ります。御意見の

おありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○羽仁五郎君 私は先ほど質問しました趣旨に従つてこの原案に反対であります。第一は日本の新しい民主主義の裁判の独立というものを我々は一歩も譲らず、これを一歩でも先に前進して行かなければならないということとを当面最大の任務と考えております。従つていわゆる行政整理というものが理論上又實際上非難の打ちどころのないものであるとしても裁判所がこれに同調されるということについての最高裁判所側の御説明は私をして納得せしめません。第二には現在の裁判官がその優秀な機能を發揮するために現在の職員が十分であるというふうには考えられない。従つてこれを減員する結果は裁判官が優秀な機能を發揮することができない。その結果裁判所侮辱罪法案というふうなものを以て、その七つ道具で以て自分を守る、裁判官自身の實力によつて国民の信頼を受けようとするというのができないというふうな状態にあるというところは明らかでござりますから、だから最高裁判所が二度と再び裁判所侮辱罪法案というふうなものを出さないという決意をしておられることは思うが、併しそれに加えてこの職員の減員ということも納得できない。最後に最も重大な問題は基本的人権という、日本においては全く新しいこれからの伝統を作つて行かなければならないその主たる任務を負うておるところの裁判所、それが僅かばかりの財政上の節約をして、そうしてこの基本的人権を守つて国民と共にこの重大な新しい使命というものを果たさなければならぬ、こういう広大な高

い使命において失うところが多い、これも一文惜しみの百失いであるということがそのまゝこれに當てはまる問題である。以上三点から私はこれに反対をいたします。

○伊藤修君 私が反対すると、これは否決になつてしましますから……併し漫然賛成するわけには行きませんから趣旨だけは明らかにしておきます。

今羽仁委員から御説明になりました趣旨には全面的に私も賛成です。又今日の裁判の運営の上から申しまして最高裁判所の御説明はありましたけれども、実情は今日下級職員の事務分担というものが非常に高率な負担を強いられておる。いわゆる超過勤務がふだんに行われておる。仕事の面においても数個の職務を兼任しなければならぬ。一般職に比較いたしますれば相當の負担量を負うておる現状の職員諸子に對しましてこの際減員することはよ

り以上の負担率を課するということになりまして、我々としては非常に好ましくないと申ひます。若しそういうふうな結果から考えますれば今日ですら事務後滞が国民の非難の的となつておるより以上に私は非難をこうむることは必然の結果だと思ひます。併し最高裁判所においてはこの減員によつても十分国民の期待に副うべく努力する、賄つて行くという御言葉と、又先ほどこの減員によつて出血は絶対しない。任意退職及び欠員を以てこれに充てるという御言葉を信じて結果的には本案に對して賛成の意を表します。

○委員長(小野義夫君) 別に御発言もなければ討論は終結したものと認めまして直ちに採決に入ります。

本案を可とする諸君の御拳手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議がないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから本案を可とされたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

伊藤 修 岡部 常

長谷山行毅 齋 武雄

中山 福蔵 棚橋 小虎

○委員長(小野義夫君) これにて委員会を閉じます。

午後五時二十八分散会

昭和二十六年十二月十五日印刷

昭和二十六年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所